

学校施設のバリアフリー化

— 現状と今後の推進方策等 —

文部科学省大臣官房 文教施設企画・防災部施設企画課長 森 政之

1. はじめに

学校施設は、多くの児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが求められている。

したがって、学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが求められている。

このため、文部科学省では、これまで、「学校施設バリアフリー化推進指針」や「学校施設整備指針」において、学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点を示すとともに、事例集において具体的な計画・設計手法等の事例を

周知してきた。また、学校施設のバリアフリー化を行う際に必要な経費の一部に国庫補助を行うなど、学校施設のバリアフリー化の推進に取り組んできた。

2. バリアフリー法の改正

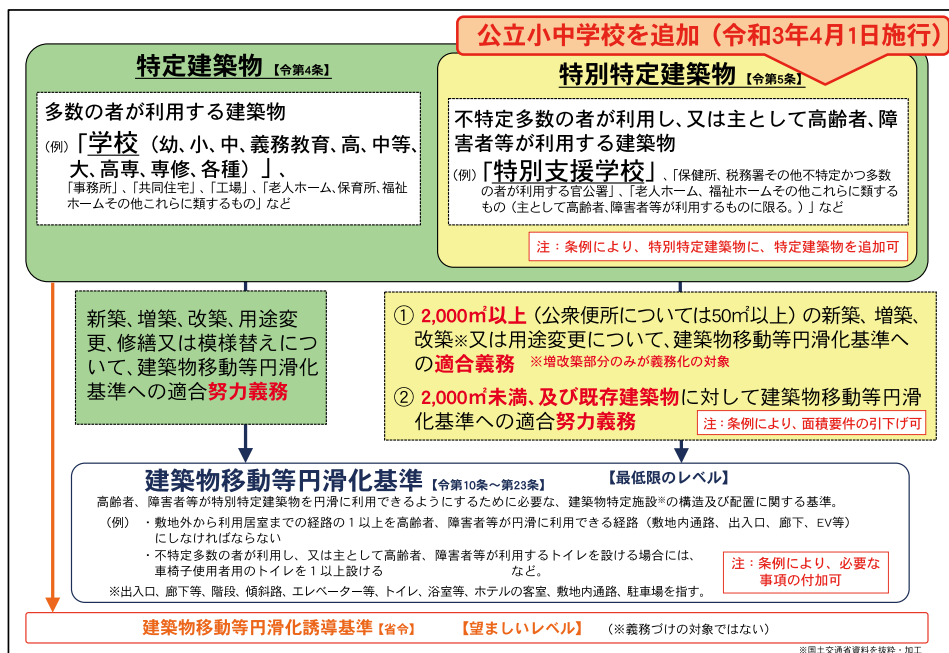
平成14年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)が改正され、学校関係では、盲学校、聾学校および養護学校(現在の特別支援学校)が、一定規模以上の建築を行う場合に建築物移動等円滑化基準(以下「バリアフリー基準」という。)適合義務の対象となる施設(以下「特別特定建築物」という。)として規定されるとともに、それ以外の学校についてはバリアフリー基準への適合が努力義務となる施設(以下「特定建築物」という。)として規定された。

また、平成18年には、ハートビル法と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関す

る法律」が統合・拡充され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)が制定された。

そして、令和2年5月にバリアフリー法の一部が改正されるとともに、同年10月に同法施行令の一部が改正され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられた。

具体的には、特別特定建築物(公立小中学校等については令和3年4月以降に建築等されるもの)については、2,000㎡以上のものを建築等(新築、増築、改築または用途変更)する際に、バリアフリー基準適合が義務付けられるほか、2,000㎡未満のものを建築する際や、既存のものについてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられる。その他の学校についても、引き続き、建築等(新築、増築、改築、用途変更、修繕または模様替え)をしようとするときには、バリアフリー基準適合の努力義務が課せられる(図-1)。



出典: 国土交通省資料を抜粋・加工

図-1 改正前の建築分野におけるバリアフリー法の概要

また、改正法の附帯決議には、設置主体や規模に関わらず、全ての学校施設のバリアフリー整備を推進することや、既存の学校施設であっても、数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれたところであり、改正法の趣旨等を踏まえ、今後、公立小中学校等をはじめとして、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層加速していく必要がある。

3. 学校施設におけるバリアフリー化の状況調査

バリアフリー法の改正を踏まえて文部科学省が実施した「学校施設におけるバリアフリー化の状況調査」（令和2年5月1日時点）によると、公立小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。）の校舎については表-1、屋内運動場については表-2の通りである。

また、同調査においては、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校におけるバリアフリー化の状況、避難所に指定されている学校におけるバリアフリー化の状況等についても調査しているが、既存施設のバリアフリー化の状況として、多様な児童生徒や教職員、保護者、地域の方々等が円滑かつ安全・安心して利用する上で必ずしも十分に整備されているとは言えない状況であることが明らかとなり、既存施設のバリアフリー化を一層推進していく必要がある。

4. 報告書「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」の取りまとめ

令和2年5月のバリアフリー法の改正等を踏まえ、文部科学省では同年7月に「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平東洋大学名誉教授。）を設置した。会議では、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討がなされ、令和2年12月に報告書「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」が取りまとめられた。報告書は、第1部として学校施設におけるバリアフリー化の現状と課題

表-1 公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の状況（校舎）

総学校数	車椅子使用者用トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター （1階建ての校舎のみ保有する学校 ^{※2} を含む）
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等から教室等まで ^{※1}	
28,156 (100.0%)	18,359 (65.2%)	22,111 (78.5%)	16,122 (57.3%)	7,634 (27.1%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。
 ※2 1階建ての校舎のみ保有する学校は248校（総学校数の0.9%）。
 2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は7,386校（総学校数の26.2%）。

表-2 公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の状況（屋内運動場）

総学校数	車椅子使用者用トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター （1階建ての屋内運動場のみ保有する学校 ^{※2} を含む）
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等からアリーナ等まで ^{※1}	
27,890 (100.0%)	10,299 (36.9%)	20,747 (74.4%)	15,884 (57.0%)	18,387 (65.9%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。
 ※2 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は、17,060校（総学校数の61.2%）。
 2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は1,327校（総学校数の4.8%）。

やバリアフリー化推進の基本的な考え方と推進に係る方策、第2部として学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案、第3部として、今後5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案が示された。

【学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方】

第1部で示された、学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方のポイントは以下の通りである。

- ・学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要。
- ・「誰一人取り残さない（No one will be left behind.）」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、障害の有無や性別、国籍の違いなどに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らししていくために、学びの基盤となる環境整備を力強く推進することが重要。

- ・バリアフリー法等の各種法令や学校を取り巻くさまざまな社会情勢等を踏まえた基礎的な条件整備として、新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが必要。また、既存施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要。その際、さまざまな障害の特性にも考慮しつつ、校舎や屋内運動場など建物内部だけでなく、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要。

【学校施設バリアフリー化の推進に関する方策】

報告書では、これらの環境整備を実現するため、以下のような国における方策が示された。

- ・バリアフリー化の実態を把握した上で、国としての整備目標を設定し、進捗状況を定期的にフォローアップすること
- ・学校施設バリアフリー化推進指針および学校施設整備指針の改訂を行うこと

表一 3 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標
車椅子使用者用 トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物 の前まで	校舎 78.5%	全ての学校に整備する
	昇降口・玄関等 から教室等まで	屋内運動場 74.4%	
		校舎 57.3%	
エレベーター (エレベーター整備数に は、1階建ての校舎、屋 内運動場を含む)	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

障害の有無に関わらず誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

【令和7年度末の整備目標】

文部科学省では、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標（表一3）を示した。

車椅子使用者用トイレについては良好な避難生活を送る上で重要な機能であることから、避難所に指定されているすべての学校に整備することとしている。

また、スロープ等による段差解消は、円滑な移動を行う上で欠かせないものであり、全ての学校において備えるべき基本的な機能と位置づけ、全ての学校に整備することとした。この際、迅速かつ段階的な整備を図る観点から、小修繕や既製品による対応も含め、段差の解消を積極的に促進することとしている。

更に、エレベーターの整備については、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍している学校においては、人的サポートが無ければ日常的な上下階の移動を円滑に行うことが困難であることから要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することとした。

7. おわりに

文部科学省では、今般のバリアフリー化に関する状況調査の結果や、有識者会議の報告書、国の整備目標等について都道府県教育委員会等学校設置者に対し通知するとともに学校設置者におけるバリアフリー化の計画策定、計画的な整備を要請した。今後は、好事例の横展開、財政支援の充実を図り、学校設置者の取組を積極的に支援する予定である。

- ・既存の学校施設に係る支援の充実として、補助率の嵩上げ、エレベーターの整備に係る建築単価の改定、適切な維持管理が行えるよう必要な地方財政措置の実施など
- ・学校施設のバリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援を図ること
- ・学校施設の周辺も含めた面的・一体的なバリアフリー化を推進すること
- ・学校における心のバリアフリー化を推進すること
また、学校設置者等における推進方策としては、以下のような方策が示された。
- ・学校施設のバリアフリー化の実態についての的確に把握した上で、今後、国が設定する整備目標も踏まえ、整備目標を設定すること
- ・バリアフリー化に関する整備計画を策定し、既存施設も含め整備を計画的に実施すること
- ・都道府県においては域内の学校施設のバリアフリー化が加速するよう支援を行うこと

5. 「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂

文部科学省では、有識者会議における議論を踏まえ、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意点を取りまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂した。そのポイントは以下の通りである。

- ・インクルーシブ教育システムの理念を構築し、教育環境を充実していく重要性を明記。
- ・既存施設も含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく重要性を明記。
- ・建物内部はもとより、敷地内の経路等も含めたバリアフリー化の重要性を明記。

- ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流および共同学習の円滑な実施への配慮の重要性を明記。
- ・求められる防災機能を発揮できる学校施設として計画することの重要性を明記。
- ・バリアフリー化の整備計画の策定に際し、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することの有効性を明記。また、円滑な利用に対する障壁を的確に把握すること、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化し整備目標を設定すること等の重要性を明記。
- ・学校施設の長寿命化改修の機会の活用を含めたバリアフリー化の重要性を明記。
- ・使いやすく、安全で快適な各室計画となるよう、教室等の計画や、移動しやすい屋内の通路、円滑に利用できる階段、トイレの洋式化、車椅子使用者用トイレ、出入口の整備など、計画・設計上の留意点を追記。

6. 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標の設定・通知

文部科学省では、バリアフリー法の改正法の附帯決議に整備目標に関する言及がなされたことや、学校施設におけるバリアフリー化の状況調査の結果や報告書等を踏まえ、公立の小中学校等を対象とし、以下のような将来的に目指す姿と、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する国としての整備目標を令和2年12月25日付けで定め、都道府県教育委員会等学校設置者に対し通知した。

【将来的に目指す姿】

公立小中学校等について原則すべての学校施設において、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差の解消、エレベーター等のバリアフリー化がなされ、